

令和4年12月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第106号 議案第107号 報告第25号 報告第26号	令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号） 契約の締結について 専決処分の報告について〔契約の変更〕 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	総務部 市民生活部 教育部 産業観光部

議案 第106号

令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり提出する。

令和4年12月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

## 議案 第107号

### 契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事                                  |
| 2 契約の方法  | 総合評価一般競争入札   |
| 3 契約金額   | 5,203,000,000円   |
| 4 契約の相手方 | 神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地<br>JFEエンジニアリング株式会社<br>代表取締役社長 大下 元 |

報告 第25号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月 5日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

契約の変更について

令和4年5月那須塩原市議会臨時会議において議会の議決を得て締結した三島小学校校舎改修工事契約について、契約金額を次のとおり変更する。

契約金額	変更前	175,670,000円
	変更後	178,299,000円

報告 第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月28日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年2月15日、那須塩原市〇〇〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務の属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 216,277円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は216,277円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。  
市は、上記損害額を相手方に支払う。  
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇〇〇  
〇〇 〇〇